

【滋賀県国保連合会からのお知らせ】

「負担（給付）割合相違」による返戻レセプトの修正方法について

70歳以上のレセプト（平成30年8月診療分以降）について、『負担（給付）割合相違』により返戻があった場合、「本人家族区分」欄だけでなく「特記事項」欄の所得区分を示す記号も併せて修正してください。
 また、「給付割合」欄や「一部負担金」欄の修正が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

平成30年8月分		都道府 県番号	コード				0高外7
公負①		公受①		保険者 番号		給付 割合	
公負②		公受②		記号・番号			
氏名	歯科医療機関		特記事項	「本人家族区分」欄のみ修正される ケースが見受けられます。 「特記事項」欄も併せて修正してく ださい。 「給付割合」欄に割合が記載されてい る場合は、変更後の割合に修正してく ださい。			
			26区ア				

70歳以上および 後期高齢者医療該当者に限る	
「特記事項」欄	対応する「本人家族区分」欄
26 区 ア	0高外7
27 区 イ	
28 区 ウ	
29 区 エ	8高外一
30 区 オ	

摘 要	公費分	請求	点	合 計	点
	点数	決定	点		点
	患者負担額 (公費)		円	決 定	※
	高額療養費	※	円	一部負 担金額	円

「一部負担金」欄の修正が必要となる場合（増額・減額・記載なし）があります。

【問い合わせ先】
 滋賀県国保連合会
 審査・業務課 業務係
 電話 077-522-4382

